

函館市母子福祉資金等貸付事務実施要領

(目 的)

この要領は、母子福祉資金等の貸付、償還にあたり、母子及び寡婦福祉法その他関係法令、母子福祉資金等の償還免除に関する条例および同条例施行規則、母子福祉資金等貸付規則に定めがあるものの他に必要な事項を定め、貸付、償還事務の適正な実施を図ることを目的とする。

第1 貸付事務

1 貸付の申請

(1) 貸付の申請を受けた市長は、貸付資格の有無を確かめた後、貸付を受けようとする者に必要な用紙を交付するとともに、所定の記載事項を説明の上的確に記入するよう指導すること。

(2) 市長は、母子福祉資金等貸付申請書（母子福祉資金等貸付規則（以下「規則」という。）別記第1号様式）を受理したときは、直ちに当該申請書および規則第2条において準用する規定による添付書類により下記事項を確認の上、所定の事項を母子福祉資金等貸付申請受付簿（様式第1号）に記載すること。

ア 貸付対象者

イ 連帯借主

ウ 連帯保証人

エ 資金の種類および申請金額

オ 償還計画の適否

カ 添付すべき書類の有無

(3) 貸付の判断基準

原則として本貸付制度の償還状況や市税の納入状況などを総合的に勘案して償還能力を有しないと判断される場合には対象外とする。

ただし、申請する資金の種類が修学資金等連帯借主の付く資金である場合には、当該児童の償還意思等を面接により十分確認のうえ、貸付けの対象に含めて差し支えない。

(4) 連帯保証人の要件

原則として本貸付制度の償還状況や市税の納入状況などを総合的に勘案して保証能力を有しないと判断される場合には対象外とする。

(5) 添付書類

申請にあたっては、申請書に規則第2条第1項に定める書類を添付すること。

ア 規則に定める書類は次のとおりである。

資金種別	添付書類
各資金 共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸付けを受けようとする者（外国人を除く。）の戸籍謄本 2 配偶者のない女子であることを証する書類 3 借主（連帯借主が所得を有する場合は、借主および連帯借主）の所得を証する書類 4 連帯保証人の所得を証する書類 5 貸付けを受けようとする者が児童である場合は法定代理人の貸付申請同意書 6 借主と児童との扶養関係について確認が必要な場合は、住民票の写し等 7 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働力を失っている場合または配偶者から遺棄されている女子の場合は、その事実を証する書類 ※身体障害者手帳等の写し、医師の診断書 児童扶養手当証書の写しによりこれに代えることができる 8 配偶者の生死が明らかでない女子または配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子の場合には官公署の発行する書類 ※児童扶養手当証書の写しによりこれに代えることができる
事業開始	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（規則別記第3号様式） 2 事業に使用する住宅または店舗等の所有関係を明らかにする書類（新たに住宅または店舗を建設して事業に使用する場合は、当該住宅または店舗を建設することを証する書類） ※登記簿謄本の写し 3 他人の所有に係る住宅または店舗等を使用して事業を行う場合は、当該住宅または店舗等を使用する権原があることを証する書類 4 住宅または店舗等を購入する場合は、その平面図および購入に係る見積書 5 住宅または店舗等を補修する場合は、その平面図および補修に係る見積書

	<p>6 設備、運転資金等を必要とする場合は、見積書その他その資金の内訳を明らかにする書類</p> <p>7 あらかじめ官公署の許認可を必要とする事業の場合は、許認可書の写し ※個人タクシーの営業許可など</p> <p>8 建築確認を要する建物の場合、必要に応じ建築確認通知書の写し</p>
事業継続	<p>1 事業成績および事業計画書（規則別記第4号様式）</p> <p>2 事業に使用する住宅または店舗等の所有関係を明らかにする書類（新たに住宅または店舗を建設して事業に使用する場合は、当該住宅または店舗を建設することを証する書類） ※登記簿謄本の写し</p> <p>3 他人の所有に係る住宅または店舗等を使用して事業を行う場合は、当該住宅または店舗等を使用する権原があることを証する書類</p> <p>4 住宅または店舗等を購入する場合は、その平面図および購入に係る見積書</p> <p>5 住宅または店舗等を補修する場合は、その平面図および補修に係る見積書</p> <p>6 設備、運転資金等を必要とする場合は、見積書その他その資金の内訳を明らかにする書類</p> <p>7 あらかじめ官公署の許認可を必要とする事業の場合は、許認可書の写し ※個人タクシーの営業許可など</p> <p>8 建築確認を要する建物の場合、必要に応じ建築確認通知書の写し</p>
修学	<p>1 在学証明書または入学決定書の写し</p> <p>2 児童扶養手当が受けられなくなったことを証する書類（特例加算の場合）</p>
技能習得	<p>知識技能を習得していることを証する書類（自動車の運転免許を習得するために貸付けを受けようとする場合は、免許の種類も明らかとなるものであること。）</p>
修業	<p>1 知識技能を習得していることを証する書類または知識技能を習得する見込みであることを証する書類</p> <p>2 高等学校卒業予定者が自動車運転免許の取得に係る資金の貸付けを</p>

	<p>受けようとする場合は、在学証明書および就職見込申出書（規則別記第5号様式）</p> <p>3 児童扶養手当が受けられなくなったことを証する書類（特例加算の場合）</p>
就職支度	<p>1 就職決定（見込）書の写し</p> <p>2 資金の使途を明らかにする書類</p> <p>3 自動車購入の場合は、通勤のため必要である旨の理由書</p>
医療介護	<p>1 医療に係る資金の貸付けを受けようとする場合は診断書および所要医療費等見込（証明）書（規則別記第6号様式），介護に係る資金の貸付けを受けようとする場合は介護に要した費用のうち当該資金の貸付けを受けようとする者が負担する額（介護保険料及び食事標準負担額を含む。）が記載された書類の写し（償還払いを受けようとする場合は介護に要した費用のうち償還払いとなる額が確認できる書類の写し）</p> <p>2 特例貸付の場合には、所得税が課されていないことを証する書類（所得税が課されているときは、所得を証する書類）</p>
生活	<p>1 知識技能を習得している期間に係る資金の貸付けを受けようとする場合は、知識技能を習得していることを証する書類（自動車の運転免許を取得するために貸付けを受けようとする場合は、免許の種類も明らかとなるものであること。）</p> <p>2 配偶者のない女子となって7年未満であることを証する書類。ただし、戸籍謄本で確認できる場合は、その提出を省略することができる</p> <p>3 2に規定する場合であって、養育費の取得に係る裁判等に要する費用に係る貸付けを受けようとするときは、訴訟提起に係る証明書等</p> <p>4 公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は離職をしたことを証する書類</p>
住宅	<p>1 建設（購入、補修、保全、改築、増築）計画書（規則別記第7号様式）</p> <p>2 住宅の所有関係を明らかにする書類</p>

	<p>3 他人の所有に係る住宅の補修, 保全, 改築, または増築をする場合は, 当該住宅の所有者の承諾書等</p> <p>4 住宅の建設または購入をする場合は, 当該建設または購入を証する書類</p> <p>5 建築確認を要する建物の場合, 必要に応じ建築確認通知書の写し</p>
転 宅	1 住宅の賃貸借契約書または使用承諾書の写し
就学支度	<p>1 合格証明書または入学許可書の写し</p> <p>2 小学校または中学校への入学に際し必要な資金の貸付けを受けようとする場合は, 所得税が課されていないことを証する書類 (所得税が課されているときは, 所得を証する書類)</p> <p>3 資金の使途を明らかにする書類</p>
結 婚	1 結婚予定証明書 (規則別記第 8 号様式)
特例児童 扶 養	1 児童扶養手当の受給資格者であることを証する書類および申請者の前年 (1 月から 7 月までの月分につき当該資金の貸付けを受ける場合にあっては, 前々年) の所得についての市町村長の発行する所得証明書

イ アによりがたい場合は, これに代わるものを添付すること。

(6) 前号アの表各資金共通の項中「配偶者のない女子であることを証する書類」は, 次の確認で足りるものであること。

ア 児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号) による「児童扶養手当」受給者等については, 職員

イ 上記ア以外の者については, その地区の民生委員等

2 貸付の調査

(1) 新規申請

市長は, 母子福祉資金等貸付申請書を受理したときは, 速やかに所要事項について面接調査または必要に応じて実地調査を行う。

(2) 継続申請

市長は, 母子福祉資金等継続貸付申請書 (規則別記第 17 号様式) を受理したときは, 母子福祉資金等継続貸付調書 (様式第 2 号) を作成し貸付状況の把握に努めることとする。

(3) 増額申請

規則第11号第1項に規定する「増額を必要とするとき」とは、おおむね次の場合をいう。

- ア 授業料の増額
- イ 交通費の増額
- ウ 教科外活動費

3 貸付の決定および貸付金の交付

(1) 市長は、貸付の決定をしたときは、母子福祉資金等貸付決定通知書（規則別記第10号様式）もしくは母子福祉資金等増額決定通知書（規則別記第20号様式）または母子福祉資金等借用書（規則別記第11号様式。以下「借用書」という。）の用紙を申請者に交付し、次の書類を徴する。

ただし、増額貸付の決定の場合は、借用書のみで、申請者および保証人の印鑑証明書は必要としない。

- ア 借用書（貸付決定書記載の決定額分）
- イ 申請者および連帯保証人の印鑑証明書

(2) 市長は、前号の書類を確認のうえ、申請者に貸付金を交付する。

(3) 修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金および特例児童扶養資金（以下「月額資金」という）の貸付金は、各月の初めに当月分を交付すること。ただし、特別な事情があるときにはこの限りでない。

(4) 貸付金の貸付年月日は、貸付金の支出日とすること。

(5) 規則第6条第2項により貸付けの決定を取り消す場合は、母子福祉資金等貸付決定取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(5) 貸付金の振込時期は、振り込む月の初めとする。但し、これによりがたいときは、随時振り込むことができる。

(6) 市長は、貸付または増額しないことを決定したときは、その理由を付して、申請者に通知すること。

第2 償還事務

1 償還金の納入方法

(1) 償還金の納入方法は、市長が発する納入通知書（様式第4号）による現金納入による。

(2) 市長は、借主の希望により借主の指定する貯金口座から、自動引き落としの方法（以下「口座振替」という。）により収納することができる。

2 口座振替

- (1) 口座振替の対象者は、借主のうち償還金を口座振替により償還しようとする者で、口座振替による収納事務を取り扱う金融機関に貯金を有し、当該金融機関の確認を得た者とする。
- (2) 口座振替による収納事務を取り扱うことができる金融機関は、函館市の指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関のうち借主が指定した金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。
- (3) 借主が指定できる口座は、本人名義の貯金口座（普通貯金、当座貯金）とする。
- (4) 口座振替を希望する借主は、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（様式第5号）を提出するものとする。
- (5) 口座振替の内容変更・廃止を希望する借主は、それを希望する月の前月までに預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書を提出しなければならない。
- (6) 市長は、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書を受理した場合は、内容を確認の上、取扱金融機関に送付するものとする。

第3 定期償還

1 償還年次表の作成

- (1) 市長は一時資金の交付を完了したとき、または月額資金の最終の貸付を完了したときは、償還が開始される1か月前に各借主ごとの償還表（様式第6号）を作成すること。

2 調定

- (1) 市長は、償還期日の到来する借主に対し、償還年次表により元金および利子について調定を行うこと。
- (2) 調定は、口座振替の場合は、年間分を4月に、口座振替以外の場合は、4月から9月分を4月に、10月から3月分を10月に調定をする。
ただし、上記以外で償還が開始する場合は開始月に調定する。

3 納入通知書の発行

- (1) 市長は、調定を行ったときは、納入通知書を借主に送付するものとする。
- (2) 借主に交付すべき納入通知書は、遅くともその納入期限の10日前までに送付しなければならない。

第4 償還方法の変更

- 1 市長は、償還方法を変更しようとする借主に母子福祉資金等償還方法変更申出書（様式第7号）を提出させること。

- 2 市長は、前項の申出書に基づき償還方法の変更を決定したときは、母子福祉資金等償還方法変更通知書（様式第8号）により借主に通知すること。
- 3 市長は、修学資金または修業資金と併せて就学支度資金の貸付けを受けている借主に対して、政令第11条の規定による修学資金または修業資金の貸付けの停止を決定したときは、当該就学支度資金について償還期日の変更を決定し、規則第9条第2項に準じて、借主に通知する。

第5 繰上償還および一時償還

1 繰上償還

- (1) 市長は、借主から繰上償還の申し出があった場合には、母子福祉資金等繰上償還申出書（規則別記第22号様式）を提出させ、繰上償還額を確認すること。

2 一時償還

- (1) 市長は、借主が母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第16条（政令第38条において準用する政令第16条）の規定のいずれかに該当し、かつ一時償還させることを決定したときは、母子福祉資金等一時償還決定通知書（規則別記第26号様式）に当該償還金の納入通知書を添え借主に送付すること。
- (2) 市長は、前号により一時償還を決定した場合の償還事務は第3（定期償還）に準じて取り扱うこと。

第6 据置期間の延長範囲

- 1 政令第8条第5項（政令第37条第2項において準用する政令第8条第5項）の規定により、被害を受けた住宅に居住していたものが据置期間の延長を希望する場合は、母子福祉資金等据置期間延長申請書（規則別記第23号様式）にその旨を記入させ、被害を受けた日時、被害の程度を記載した官公庁の証明書を添付し市長に提出させること。

政令第8条第5項（政令第37条第2項において準用する政令第7条第5項）の規定により据置期間を延長することができる期間として厚生労働大臣が定める期間は、次の表に掲げる期間をこえないものであること。

貸付金の種類	被害の種類	被害の程度	据置期間の 延長期間
事業開始資金	住宅または	15,000円以上30,000円未満	6か月
	家財の被害	30,000円以上	1年間
事業継続資金 および 住宅資金	住宅または	15,000円以上30,000円未満	6か月
	家財の被害	30,000円以上45,000円未満	1年間
		45,000円以上	1年6か月

- 2 母子福祉資金において、改正政令附則第4条第5項の規定により、特例児童扶養資金の貸付を受けていた者が据置期間の延長を希望する場合は、特例児童扶養資金据置延長申請書（規則別記第24号様式）に、前年および前々年の所得ならびに扶養する児童の状況を証明する書類を添付し、市長に提出させること。

改正政令附則第4条第5項の規定により据置期間を延長することができる要件および期間として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりである。

ア 要件

その者の前年（当初の据置期間の最終日が1月から7月までの間にあっては、前々年）のいずれかの所得が、児童扶養手当法施行令による改正前の児童扶養手当法施行令第2条の4第1項に定める額未満であること。

イ 期間 2年間

第7 償還期日について

1 償還期日の算定

第1回の償還期日は、据置期間満了の日の翌日から起算して、年賦償還の場合は1年目の月末、半年賦償還の場合は6か月目の月末、月賦償還は1か月目の月末とし、第2回目以降の償還期日は順次前回の償還期日の翌日から起算して1年目（6か月目、1か月目）とする。

2 口座振替日

(1) 口座振替借主に係る振替日は、各月末日とし、金融機関の休日にあたるときはその翌営業日（以下「末日等」という。）を振替日とする。

(2) 第1回の振替日は、据置期間満了の翌月の末日とする。

3 口座振替廃止の場合

(1) 既調定分の扱い

口座振替を廃止した場合、既に調定済の償還金の償還期日は各月の末日とする。

(2) 未調定分の扱い

口座振替廃止後、未調定分の償還金を月賦で納入する場合は各月末日とし、半年賦で納入する場合の償還期日は9月末日および3月末日とし、年賦で納入する場合の期間は、3月末日とする。

第8 未償還者に対する措置

1 償還金の支払猶予

(1) 政令第19条第1項第1号（政令第38条において準用する政令第19条第1項第1号）の規定のうち、負傷その他やむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当する場

合をいう。

- ア 借主と生計を一にする家族の疾病または負傷によるとき
- イ 借主が失業または極度の事業不振により生活困難のとき
- ウ その他市長が特別の事由があると認めたとき

(2) 政令19条第1項第2号(政令第38条において準用する政令第19条第1項第2号)に規定する支払猶予の対象は次のいずれかに該当する場合であること。

- ア 修学資金の貸付により修学または入学した者が、中学校、高等学校、大学、高等専門学校もしくは専修学校に就学し、または修学資金の貸付を受けているとき。
- イ 修学資金の貸付により修学した者が、当該学校を卒業した後、修学資金の貸付を受けないで大学に修学し、または修学資金の貸付を受けているとき。
- ウ 修学資金の貸付により修学している者に関し、母の借主としての資格が喪失した後、引き続いて修学し、または修業しているとき。
- エ 就学支度資金の貸付により入学した者が、上記ア～ウと同様のとき。

(3) 支払猶予の期間

- ア 政令第19条第1項第1号(政令第38条において準用する政令第19条第1項第1号)に該当するときは1年以内とし、その期間が経過した後も更にその事由が継続し特に支払猶予の必要があるときは、改めて再申請により猶予することができること。
- イ 政令第19条第1項第2号(政令第38条において準用する政令第19条第1項第2号)に該当するときは、その者の就学、就学、修業期間中の期間を次に掲げるところに従い、あらかじめ猶予することができる。
 - (ア) 現に大学に就学している者については、その者が大学に就学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月までの期間
 - (イ) 修業資金の貸付を受け知識技能を習得中の者についてはその期間
 - (ウ) 現に就学し、または知識技能を習得中の者について、母またはその借主としての資格の喪失により修学資金または修業資金の貸付が停止された月からその者が当該学校を卒業または修了するまでの期間

(4) 支払猶予の申請および決定

- ア 市長は、母子福祉資金等償還金支払猶予申請書(規則別記第28号様式)を受理したときは、添付書類により事実を確認し、支払猶予を承認したときは、母子福祉資金等償還金支払猶予承認通知書(規則別記第29号様式)を支払猶予を承認しないときは、その理由を付して申請者に通知すること。

イ 支払猶予は、貸付金の返還期限を猶予するものであるが、これに伴う利子の期間計算については変更しないものであること。

ウ 支払猶予に係る償還期間と支払猶予以降の定期に償還すべき償還期間とが合致する場合は、定期償還分と償還猶予分の納入通知書はそれぞれ別葉とすること。

エ 支払猶予申請は、原則として支払期日の到来する前に行わなければならないが、政令第19条ただし書（政令第38条において準用する政令第19条ただし書）の規定に該当する場合は、支払期日経過後3か月以内に限り申請を認めるものであること。

(5) 支払猶予の中止

(3) のイの(ア) から(ウ) までに規定する期間中に支払猶予を受けている者が死亡または退学したときはその事実が発生した日の属する月の翌月から支払猶予を中止し、償還させること。

2 償還免除

法第15条（法第32条の4において準用する法第15条）に定める償還金の免除の基準およびその取扱いについては、別に定めるところによること。

第9 滞納者に対する措置

滞納者に対しては、函館市債権管理事務処理要領に基づき、適切に対応することとする。

第10 届出事項

1 連帯保証人の変更

連帯保証人が死亡し、居所不明となり、または連帯保証人としての要件を欠いたときは、連帯保証人変更承認申請書（規則別記第13号様式）を市長に提出させること。

2 氏名または住所の変更

借主または連帯保証人が氏名または住所を変更しようとするときは、氏名住所等変更届出書（規則別記第12号様式）を市長に提出させること。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。